

令和5年度相談支援従事者研修等の実施状況について

令和6年11月7日
障がい福祉課**1. 相談支援従事者研修**（実施者・委託先：鳥取県障害者相談支援専門員協会）

- (1) 初任者研修
 - ・開催時期：令和5年6月～9月まで
 - ・修了者数：【7日間コース】24人（32人）、【4日間コース】1人（2人）、【2日間コース】91人（127人）
 - ※（ ）内数値は前年度実績（以下同）
- (2) 現任研修
 - ・開催時期：令和5年9月～12月まで
 - ・修了者数：31人（29人）
- (3) 主任相談支援専門員養成研修
 - ・開催時期：令和5年12月～令和6年2月まで
 - ・修了者数：4人（6人）
- (4) 専門コース別研修（意思決定支援）
 - ・開催時期：令和6年2月16日、22日
 - ・修了者数：7人（14人）
- (5) フォローアップ研修
 - ・開催時期：令和5年12月13日
 - ・修了者数：7人（8人）

2. サービス管理責任者等研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）

- (1) 養成研修（基礎研修）
 - ・開催時期：令和5年5月、6月（2回実施）
 - ・修了者数：134人（136人） ※令和5年度内訳：サビ管89人、児発管45人
- (2) 実践研修
 - ・開催時期：令和5年7月、10月（2回実施）
 - ・修了者数：80人（70人） ※令和5年度内訳：サビ管48人、児発管32人
- (3) 更新研修
 - ・開催時期：令和5年11月（2回実施）
 - ・修了者数：86人（122人） ※令和5年度内訳：サビ管67人、児発管19人
- (4) フォローアップ研修
 - ・開催時期：令和6年2月（2回実施）
 - ・修了者数：29人

3. 障害支援区分認定調査員等研修

- (1) 養成研修（実施者・委託先：鳥取県障害者相談支援専門員協会）
 - ・開催時期：令和5年6月
 - ・修了者数：19名
- (2) 現任研修（実施者・委託先：鳥取県障害者相談支援専門員協会）
 - ・開催時期：令和5年12月
 - ・修了者数：7人

4. 強度行動障がい支援者養成研修等（実施者・委託先：鳥取県厚生事業団）

- (1) 基礎研修
 - ・開催時期：令和5年8月、9月（2回実施）
 - ・修了者数：121人（124人）

- (2) 実践研修
 - ・開催時期：令和5年10月　・修了者数：81人（87人）
- (3) 専門研修
 - ・開催時期：令和5年9月～令和6年1月　・修了者数：8人（10人）
- (4) 行動援護従業者養成研修
 - ・開催時期：令和5年8月～10月　・修了者数：58人（62人）

5. 同行援護従業者養成研修（実施者・委託先：(東部地区、中部地区)ニチイ学館、(西部地区)あゆん企画）

- (1) 一般課程
 - (東部地区)　・開催時期：令和5年11月　・修了者数：13人（9人）
 - (中部地区)　・開催時期：令和5年8～9月　・修了者数：12人（16人）
 - (西部地区)　・開催時期：令和5年10～11月　・修了者数：19人（28人）
- (2) 応用課程 ※令和4年度は未実施
 - (東部地区)　・開催時期：令和5年12月　・修了者数：14人
 - (中部地区)　・開催時期：令和5年9月　・修了者数：8人
 - (西部地区)　・開催時期：令和5年11月　・修了者数：14人

6. その他

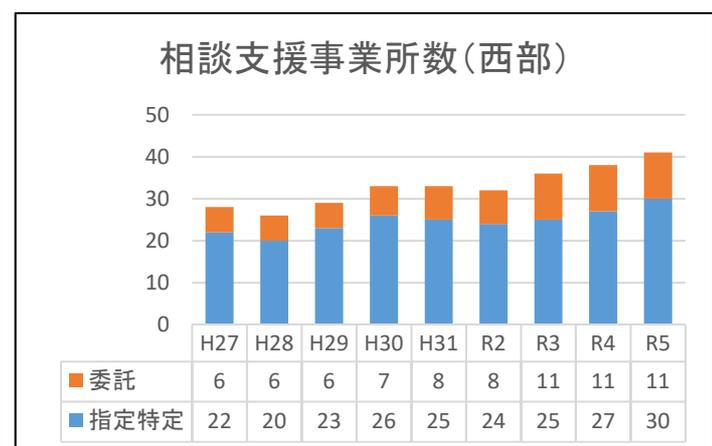
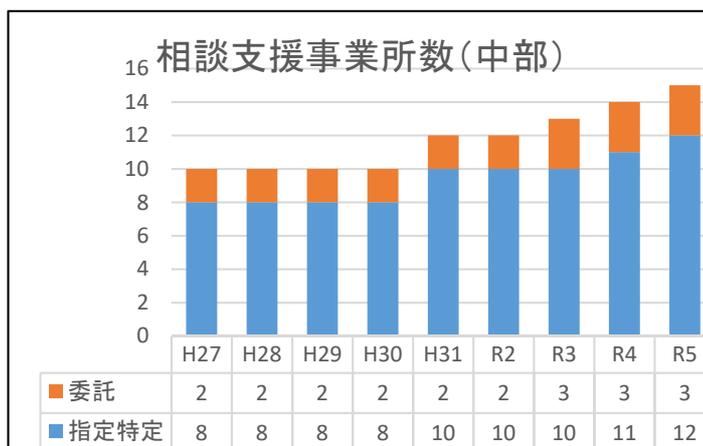
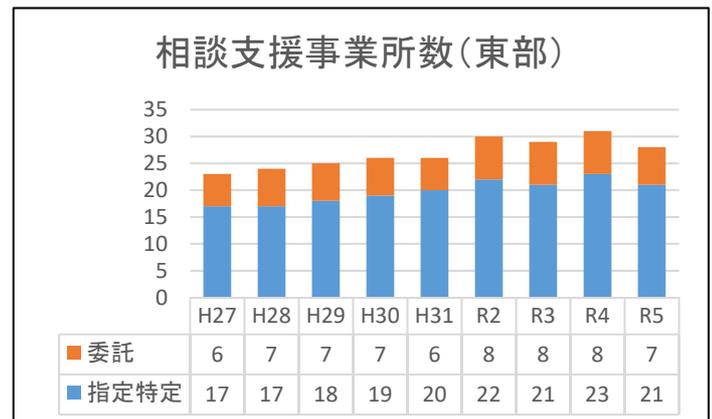
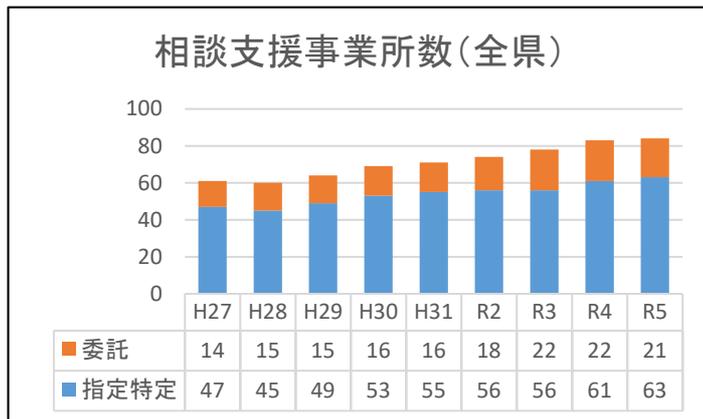
- (1) サービス提供責任者研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）
 - ・開催時期：令和6年1月　・修了者数：8人（11人）
- (2) 障がい福祉サービス従業者研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）
 - ・開催時期：令和6年1月　・修了者数：20人
- (3) 障がい分野別基礎研修（実施者・委託先：鳥取県サービス管理責任者等連絡会）
 - ・開催時期：令和5年8月　・修了者数：56人
- (4) グループホーム世話人研修（実施者・委託先：鳥取県社会福祉協議会）
 - ・開催時期：【全体・課題別研修】令和5年11月　・受講者数：263人
- (5) 要介助高齢知的障がい者支援研修（実施者・委託先：鳥取県社会福祉協議会）
 - ・開催時期：令和5年12月　・修了者数：11人

鳥取県の相談支援の現状（数値データによる分析）

令和6年11月7日
障がい福祉課

1. 相談支援事業所数（委託及び基幹は実数。各年度4月1日現在。）

○各圏域とも概ね微増で推移していたが、R5年度は東部で減少。



【相談支援事業所数】

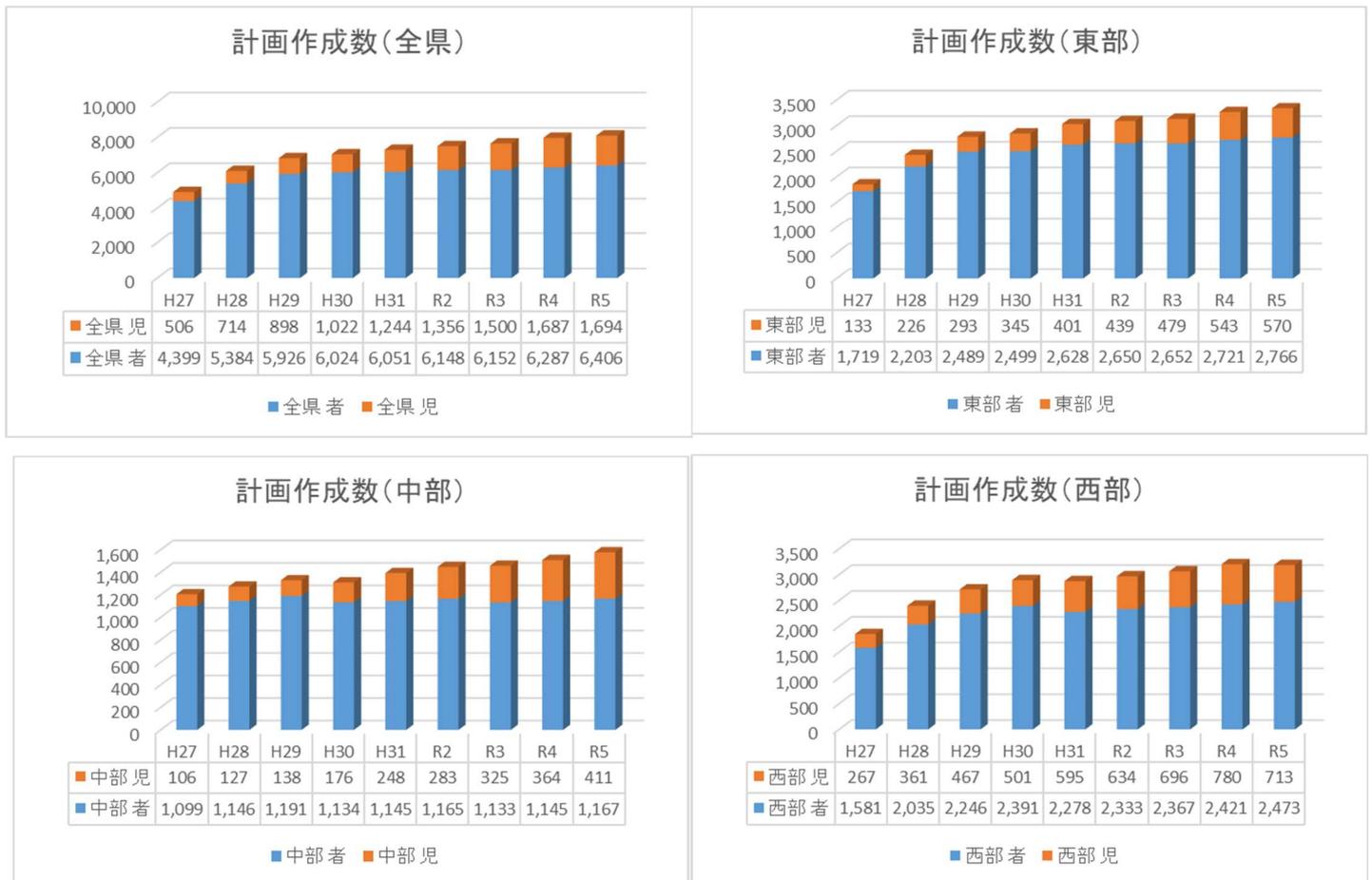
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
東部	指定	17	17	18	19	20	22	21	23	21
	委託	6	7	7	7	6	8	8	8	7
	基幹	2	2	1	1	1	1	1	1	1
中部	指定	8	8	8	8	10	10	10	11	12
	委託	2	2	2	2	2	2	3	3	3
	基幹	1	1	1	1	2	2	2	1	1
西部	指定	22	20	23	26	25	24	25	27	30
	委託	6	6	6	7	8	8	11	11	11
	基幹	0	0	0	0	1	1	1	1	1

出典) 障害者相談支援事業の実施状況等調査

2. 相談支援事業所によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画作成者数

- 障害者サービス等利用計画について、中部は横ばいにあったが、R4→R5は増加となった。東部、西部は年々増加傾向にある。
- 障害児支援利用計画について、東部、中部、西部とも計画作成者数は年々増加傾向にあったが、R4→R5は西部で減少となった。

- ・県全体 障がい者：H27→R5 約 1.45 倍、障がい児：H27→R5 約 3.34 倍)
- ・東部 障がい者：H27→R5 約 1.61 倍、障がい児：H27→R5 約 4.29 倍)
- ・中部 障がい者：H27→R5 約 1.06 倍、障がい児：H27→R5 約 3.87 倍)
- ・西部 障がい者：H27→R5 約 1.56 倍、障がい児：H27→R5 約 2.67 倍)

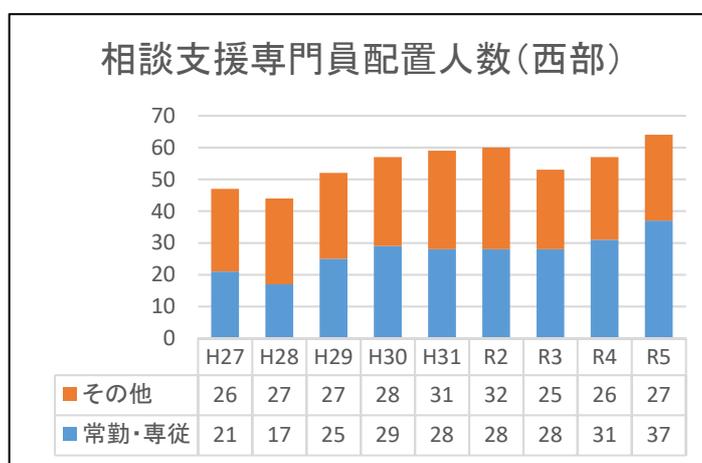
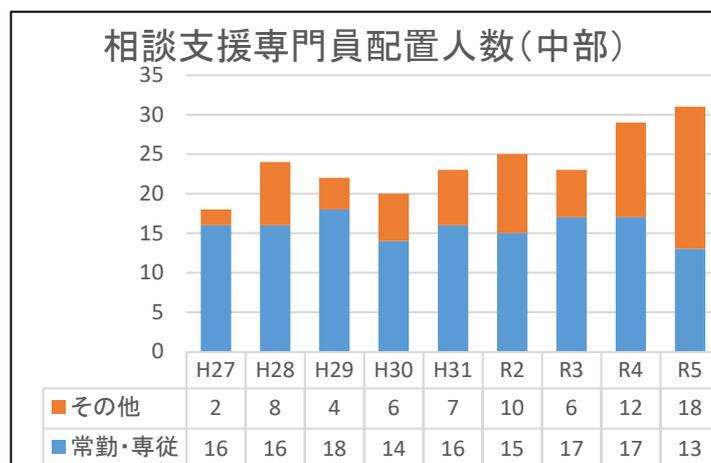
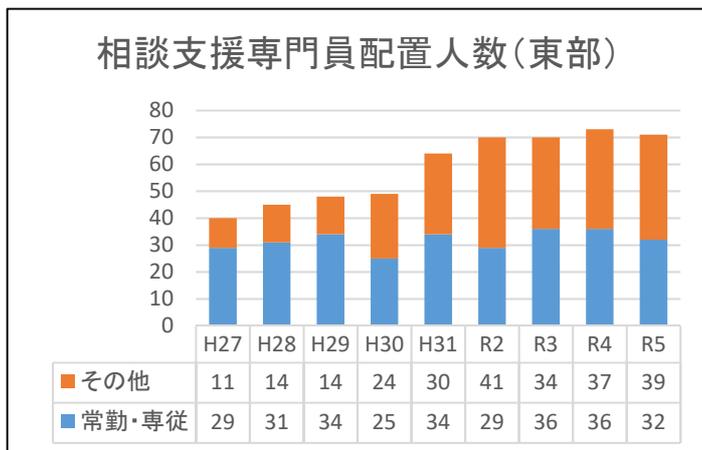
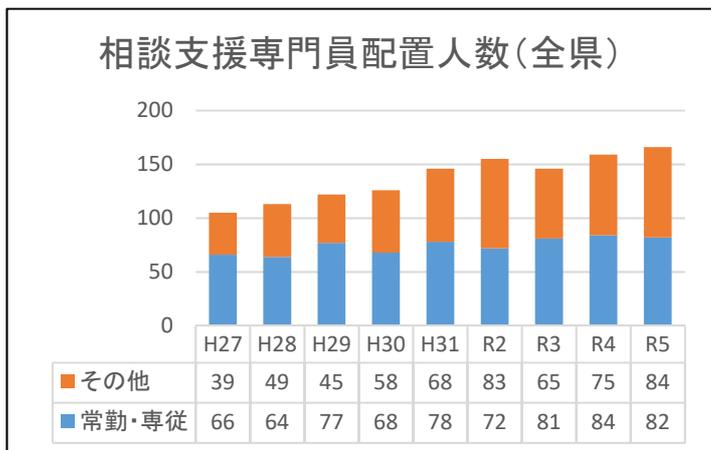


出典) サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の進捗状況調査 (平成 27 年度～令和 2 年度)

障害者相談支援事業の実施状況等調査 (令和 3 年度～令和 5 年度)

3. 配置されている相談支援専門員の数

○東部は増加傾向にあったが、R4→R5：73→71人（減）。中部は年度のばらつきがあるが、R4→R5：29→31人（増）。西部は年々増加傾向にあったが、R2→R3で減少し、以降増加傾向にある。



出典) 障害者相談支援事業の実施状況等調査

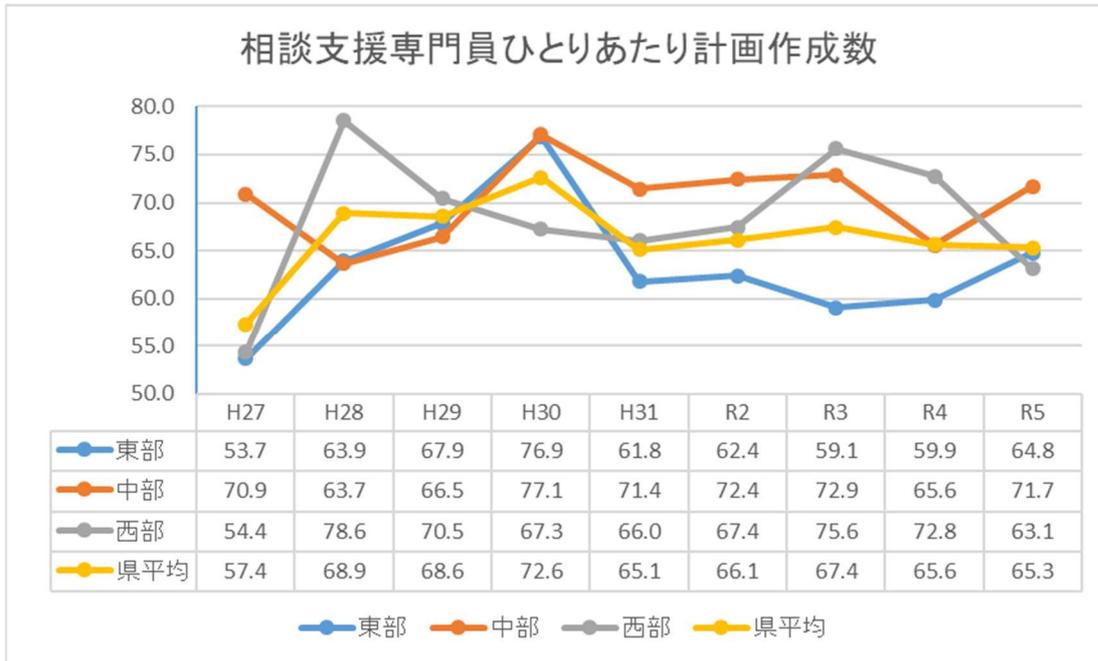
【参考：相談支援従事者養成研修の受講修了者推移】(人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
初任者研修	54	56	51	47	54	37	48	32	34
現任研修	18	38	42	46	32	27	33	29	31
主任研修	—	—	—	3	3	8	1	6	4

※H30,31の主任研修は国が実施

4. 相談支援専門員一人あたり計画作成数

○東部は H31 に大きく減少（相談支援専門員の増と同タイミング）の後、概ね横ばいで推移していたが、R4→R5：59.9→64.8（増）。中部は概ね横ばいから減少傾向にあったが、R4→R5：65.6→71.7（増）。西部は H31 以降増加傾向にあったが、R4→R5：72.8→63.1（減）。

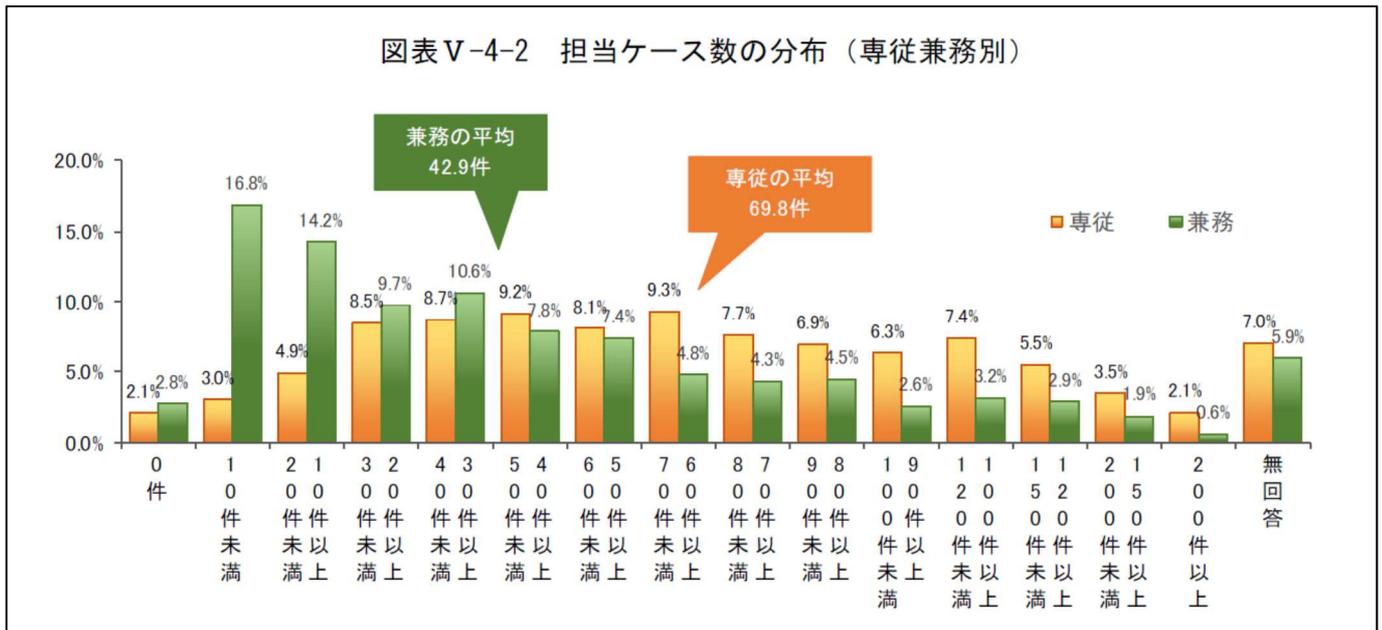


※計画作成者数を、配置されている相談支援専門員数で除した数字（相談支援専門員数は、常勤・専従を1人、その他を0.5人でカウント）

<全国における担当ケース数との比較>

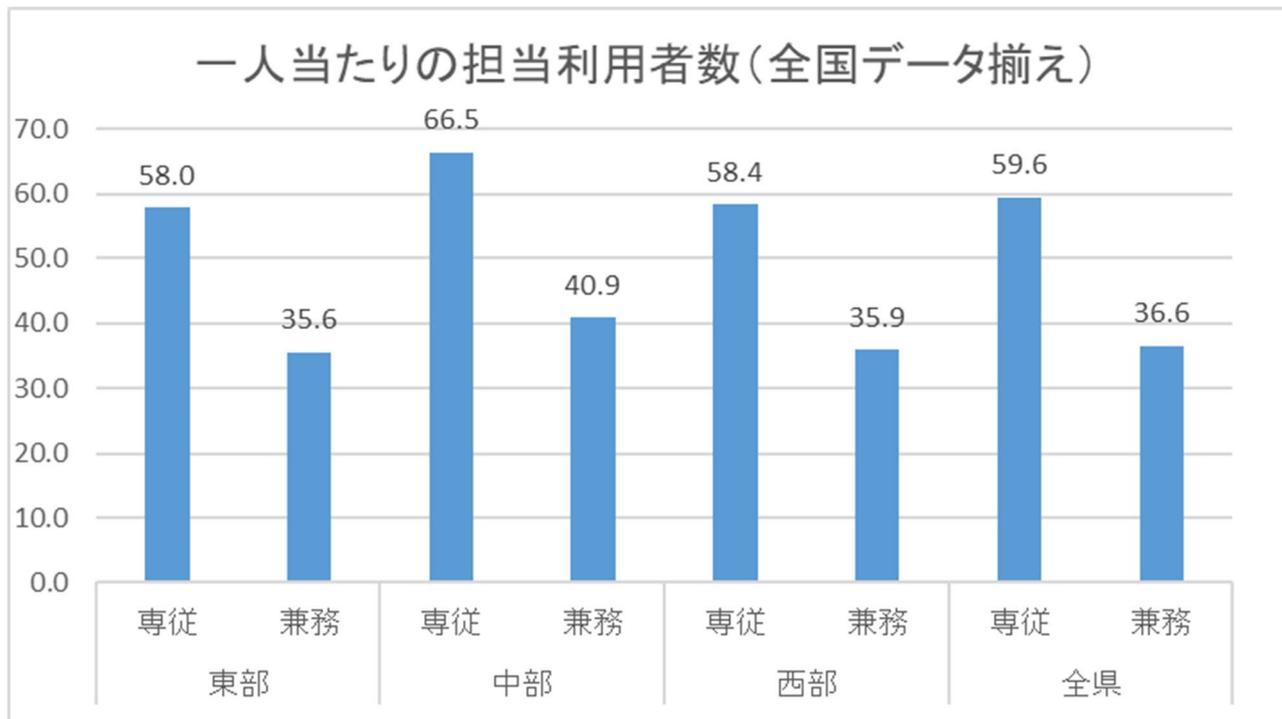
○相談支援専門員ひとりあたりの担当件数は、全国データをやや下回る。

(全国平均：専従 69.8 件、兼務 42.9 件、 県平均：専従 59.6 件、兼務 36.6 件)



出展) 相談支援事業所及びその従業者の業務実態把握及び相談支援事業の在り方を検討する調査研究報告書／厚生労働省

本県のデータの兼務・専従を全国データに合わせた場合（R5データ。非常勤は0.8人カウント）



鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業について

令和 6 年 1 月 7 日
障がい福祉課

県内の障がい者が円滑に障害福祉サービス等を利用できる環境を整備するため、相談支援専門員を新規又は追加で配置する事業所に対し、その配置に係る人件費の一部を支援し、県内の障がい者が円滑に障害福祉サービス等を利用できる環境を整備。(令和 4 年度～)

○令和 5 年度の補助金活用実績

実施市町村	補助対象事業所数	補助額 (市町村 1/2、県 1/2)	事業開始	配置人数	担当障がい児者の増見込み
鳥取市	1	1,000 千円	R5.4	1 人 (新規)	42 人
	1	1,000 千円	R5.6	1 人 (追加)	40 人
米子市	1	1,000 千円	R5.4	1 人 (新規)	47 人
	1	1,000 千円	R5.4	1 人 (追加)	25 人
合計	4	4,000 千円		4 人	154 人

○令和 6 年度 本補助金一部見直し

特に郡部では、兼務で相談業務を行っている事業所が多く「常勤専従」という要件が実態に合わないという意見を踏まえ、配置人員要件について以下のとおり見直し。

	見直し前	見直し後
補助要件	○配置人員要件 常勤専従を原則とする	○配置人員要件 常勤専従を原則とする ただし、以下のいずれの要件も満たす場合は兼務を認める。 ・各市町村の相談支援専門員 1 人あたりの相談件数の目標値を設定し、担当する相談件数が目標値を超えること。 ・兼務相談支援専門員の業務全体のうち、相談業務の占める割合が概ね半分以上であること
補助率	市町村が補助する額の 1 / 2 ※ 1 案件 1,000 千円を上限額。(市町村と合わせて最大 2,000 千円)	市町村が補助する額の 1 / 2 ※ 1 案件 1,000 千円を上限額。(市町村と合わせて最大 2,000 千円) <u>兼務の場合は 1 案件 500 千円を上限とする。</u> (市町村と合わせて最大 1,000 千円)

※令和 6 年 9 月 1 日時点では、3 市町村 (3 事業所) から申請あり (増加相談支援専門員数 3 名)

【参 考】鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業の概要

- 1 概 要 社会福祉法人等が、自らが運営する相談支援事業所等に障害福祉サービスの利用をコーディネートする相談支援専門員を新規又は追加で配置する際、その相談支援専門員の配置に係る人件費の一部を支援
- 2 対 象 者 指定特定相談支援事業所を運営する社会福祉法人等の事業者 (市町村間接補助)
- 3 対象経費 事業実施により配置 (新規又は追加) する相談支援専門員に係る人件費 (基本給及び基本給に対する法定福利費に限る)
- 4 補 助 率 市町村が補助する額の 1 / 2 ※ 1 案件 1,000 千円を上限額。(市町村と合わせて最大 2,000 千円)
ただし、兼務の場合は 1 案件 500 千円を上限額 (市町村と合わせて最大 1,000 千円)
- 5 その他要件 ①配置人員要件 原則、常勤専従。退職補充は不可
②事業の継続的实施 補助対象期間終了後も少なくとも 3 年間は体制を維持すること。(状況報告提出)
③市町村独自要件 その他、市町村が独自に定める要件を満たすこと。
- 6 予 算 額 3, 0 0 0 千円 (令和 6 年度当初予算額)

相談支援の質の向上の取組等について（各圏域）

項目 圏域	現在取り組んでいる具体的な内容	取組による成果	取組を進めるに当たっての課題等	その他
鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援部会を月1回実施。情報共有、地域課題を検討。 相談支援部会の中で事例を用いたグループスーパービジョンを実施。 主任相談支援専門員意見交換会で地域の相談体制や課題について協議。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的にグループスーパービジョンを実施し、新たな気づきや相談支援専門員同士の横のつながり作りができています。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険への移行 災害時の体制づくり 	
東部 四町	<ol style="list-style-type: none"> 相談支援部会の定期開催 相談支援事業所への訪問、研修会の企画 	<ol style="list-style-type: none"> 各事業所の現状や地域課題等の把握 事業所の現状や課題の把握を行い、運営面でのフォロー、地域でのOJTの体制、研修会の開催について検討する 	<ol style="list-style-type: none"> 部会から上がってきた事業所の困り事や地域課題を掘り下げていく仕組みの検討 東部4町の相談支援事業所の実態把握にとどまるのではなく、鳥取市の事業所へのアプローチの検討 	
中部	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域自立支援協議会相談支援部会において、基幹相談支援センターと主任相談支援専門員を中心にGSVを実施。今後、地域の相談支援専門員の行うモニタリング、支援会議に主任相談支援専門員が同行し、地域でのOJTを実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の構築とスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 実施に当たっての相談支援専門員の理解 参加しない事業所がある 	<ul style="list-style-type: none"> 他圏域の相談支援部会への参加
西部	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員の確保及び担当利用者数の適正化 主任相談支援専門員の全県（西部圏域）ネットワークの構築 基幹アドバイザー制度を創設し、相談支援体制の機能充実を図るとともに、基幹相談支援センターの体制の再構築を行う（米子市） 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員の確保については、県補助制度も活用しながら実施 主任相談支援専門員のネットワーク構築は、全県、西部とも実施し、特に西部圏域については相談業務全般における情報共有や検討を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 人員の確保について、依然として各相談員が担当する利用者数は大きく減少しておらず、さらなる推進策の検討が必要。 	

主任相談支援専門員のネットワーク体制の運用状況について

令和 6 年 1 1 月 7 日 障がい福祉課

県内の基幹相談支援センターと主任相談支援専門員が圏域を超えたネットワーク体制を構築することを目的として、既存の基幹相談支援センター連絡会（以下「基幹連絡会」）を活用し、令和 5 年度から情報共有の場を設置。現在まで 5 回開催し、主に各圏域の地域課題やそれに対する取組状況等の情報共有を実施。

<これまでの開催状況>

- ・ 会の開催調整等は開催の機動性、迅速性を重視し、原則、各基幹相談支援センターが持ち回りで実施。（令和 5 年度は、鳥取市 → 中部 → 西部の順に実施。令和 6 年度からは東部 4 町も参加。）
- ・ 相談支援専門員同士の情報共有や連絡に資するため、名簿、連絡先（電話、メールアドレス）一覧を作成し共有

	開催日	内容（主な意見）
令和 5 年度 第 2 回 進行：鳥取市	10 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障がいの受入先の調整が困難 ・ 居宅介護事業所が不足 ・ 教育と福祉の連携の必要性（放課後デイ利用等）
令和 5 年度 第 3 回 進行：中部	1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後デイ <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域によっては不足。1 週間の利用に数か所の調整が必要。インクルーシブな社会として、放デイの増だけでなく学童保育で必要な支援が受けられる体制づくりも必要。 ・ 教育と福祉が連携したアプローチが必要（放課後デイと学童）。 ○強度行動障がい <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援制度があっても支援人材が集まらない。 ・ 新しいサービスを試す時に、時間をかけた手厚い支援が必要。 ○人材確保の取組について <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取市自立協では居宅介護の人材確保のため説明会（鳥取社会福祉専門学校、ローワーク）を実施。 ○地域移行の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各圏域で、精神病院や保健師による退院支援に向けた会議や意見交換を実施
令和 5 年度 第 4 回 進行：西部	3 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域を超えたグループホームへの入居等、障害福祉サービスの調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域を超えた GH への入居の場合、支援内容の情報不足により、後の支援にミスマッチ等が生じている。事前に基幹等を通じて連携を図るなど十分な調整が必要。
令和 6 年度 第 1 回 進行：鳥取市	8 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域を超えた障害福祉サービス利用の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域を超えたサービス利用について、情報不足による利用時のトラブルを回避するため、事前情報の交換等を実施。 ○地域自立支援協議会の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルパー確保のため、福祉専門学校で説明会を実施したが生徒数が非常に少ないため、高校生の段階での働きかけの方が有効かもしれない。 ○入所施設からの地域移行の動き <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行は社会資源の整備と併せて、移行に向けた職員の意識醸成も必要。 ○短期入所利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受皿と利用ニーズのマッチングが上手くできていない。強行や医ケアの方は受入困難のケースが多い。

【参考：相談支援従事者養成研修の受講修了者推移】（人）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
初任者研修	54	56	51	47	54	37	48	32	34
現任研修	18	38	42	46	32	27	33	29	31
主任研修	-	-	-	3	3	8	1	6	4

※H30,R1 の主任研修は国が実施

各市町村の地域生活支援拠点のアンケート結果（概要）

令和6年11月7日
障がい福祉課

1 地域生活支援拠点の整備状況

- 全市町村設置済み（R6.10.1時点）
 - ・単独設置 8市町村
 - ・圏域設置 3か所（1市10町）

2 地域生活支援拠点の機能（主なアンケート結果）

(1) 緊急時の受け入れ（ショートステイの場の確保等）

- 緊急時対応にあたり、支援対象者の事前登録制を採用している市町村は3市7町（圏域設置含む）。
- 緊急時受入れとして登録している事業所がある市町村は4市8町1村
- 緊急時対応は、市町村から連絡を受けた相談支援専門員（コーディネータ）を通じて、事前に受入れ施設として登録をしている短期入所事業所で受入を行う流れが多い。
- 一部市町村では、対応フローを作成済み、又は作成検討中である。
- 担当課で、緊急時対応の対象者となりうる方を把握して名簿を作成し、順次訪問を実施している市町村あり。
※把握方法は、保健師による定期訪問（入院中の方）や、一般相談で相談を受けた方（現在サービスは利用していないが、緊急時に対応が必要と思われる方）から把握（システムチェックに把握しているものではない。）
- 緊急時の支援が見込めない世帯について、一般相談等を通じて事前に把握、登録を促している市町村あり。
- 令和6年4～9月の間、緊急時受入れの実績は1町・1件のみ。

(2) 相談（24時間相談対応可能なコーディネーターの配置等）

- 事業所や基幹相談支援センターへの委託によりコーディネーター配置を行っている一方、専属のコーディネーターではなく委託相談支援事業所に対応しているケースがある。
- 令和6年4～9月の間、相談実績は1市1町・10件。

(3) 体験の機会・場（グループホーム等の利用や一人暮らしの体験の場の提供等）

- 鳥取県地域生活体験事業を活用し、一人暮らしの体験の場を提供しているケースが多い。
- 体験の場を提供できる施設がない自治体もあるため、当該自治体外での利用となっているケースがある。

(4) 専門的人材の確保・養成（医療的ケア、行動障がい、重度化・高齢化に対応できる体制確保、人材育成）

- 人材育成のための研修は、県主催研修の受講が多い。また、各地域の自立支援協議会（専門部会）において実施しているケースあり。

(5) 地域の体制づくり（サービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等）

- 自立支援協議会やサービス事業所との連絡会等を通じて、地域課題の検討を行うとともに連携体制を構築している市町村も見られたが、全体的に未実施の市町村が多い。

3 地域生活支援拠点の周知（主なアンケート結果）

- 周知対象は、圏域の自立協を通じた事業所への直接説明が多く、当事者を対象とした周知はホームページのみで、直接当事者へ説明しているケースはない。

4 課題に感じている点

(1) 緊急時対応

- 社会資源の少なさ（特に郡部）が課題で、市部の事業所を検討した場合でも送迎の問題がある。また、登録可能な事業所や受入可能人数に限界がある。
- 医ケアや強行の方の緊急時受入先が少ない。
- 実例がない中で、実施の動きを把握することが困難である。
- 人材不足の影響で短期入所の対応が困難となってきた。
- 緊急対応を受ける事業所が固定化されつつある。

(2) 相談

- コーディネーターの専属配属が望ましいが、人材不足により困難。また地域に相談支援事業所が少なく、委託できる相談支援事業所も限られている。
- 地域生活支援拠点等機能強化加算を算定できる事業所が少なく、コーディネーターを配置できる事業所を見つけることが難しい。

(3) 体験の機会・場

- 町内に体験できる事業所が少なく、概ね町外の事業所を利用。

(4) その他

- 登録事業所が不足しているため、周知を継続的に行うとともに、個別に協力を依頼する必要あり。
- 拠点の広報について、現在ホームページのみで実施しているが、ネット環境を利用できない方への広報の工夫が必要。

各市町村の地域生活支援拠点の現状（令和6年10月実施アンケート結果）

資料6(別紙)

市町村	機能									拠点の周知	予算措置
	緊急の受け入れ				相談		体験の機会の場合	専門人材	地域の体制づくり		
	登録制の有無等	対応プロセス	登録事業所数等	実績(R6.4～R6.9)	コーディネーター配置等	実績(R6.4～R6.9)					
鳥取市(単独)	有(16名)	緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受入れ先の確保を実施。 (担当相談支援専門員、コーディネーターで対応)	10事業所	無	1名(県厚生事業団)	9件	登録者ごとに短期入所事業所と調整し、体験の機会を設定	・基幹を中心とした人材育成研修実施、 ・自立協(専門部会)での研修実施	自立協で整備状況の情報共有を実施	市HPによる周知を予定	6,144千円
米子市(単独)	無	支援機関等→市又は基幹相談支援センターに連絡→状況を確認→登録事業所に受入を要請。 マニュアル：無	5事業所	無	1名(エポック翼) R6.8からコーディネーターを配置 ※従来、市で行っていた地域移行の取組が拠点の役割になり、役割の整理ができていない	無	未実施	未実施	未実施	未実施	無
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町(圏域)	原則は事前登録	フロー図を作成	5事業所 今後、一時的な居場所(短期入所)として受入可能な事業所を確保。	なし	3箇所(基幹等)。夜間休日等の緊急時に連絡可能な体制整備。	なし	2事業所	4事業所	4事業所	圏域自立協を通じ当事者団体、事業所、関係機関へ周知。登録事業所が不足しているため、継続的に周知し、個別に圏域内の事業所に協力を依頼。	無
境港市(単独)	有(現在、登録なし)	市福祉課へ連絡→市役所から拠点の相談機能を担っている事業所へ連絡→協議の結果、短期入所が必要な場合は、登録してある短期入所事業所へ連絡 ※実績がないため、10,11月にシミュレーションを実施予定。	4箇所 ※医ケアが必要な方の受入先の確保に向け打診中	無	無 地域生活支援拠点等機能強化加算を算定できる事業所が少なく、コーディネーターを配置できる事業所を見つけることが難しい。	無	障害福祉サービスの利用や地域生活体験事業等を活用し、一人暮らしの体験の機会・場を提供。	専門人材の養成を行うため、事業所が県実施研修へ参加しやすくするよう、研修参加に必要な交通費の助成制度を実施。	地域のサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築するため、境港市障がい福祉サービス事業所連絡会で地域課題を検討し、関係機関で連携。	有(市のホームページ) ※今後、ネット環境にない方への広報について検討	270千円
岩美町、若桜町、八頭町(圏域)	有(5名)(岩美2名、八頭3名) 現時点ではモデルケースとして運用。今後はこの運用の中で出てきた課題等を踏まえ事業を改善しつつ、登録者を拡大していく予定。	コーディネーターが連絡を受け、対象者の受入れ調整や医療機関への連絡等を実施。(実績がない中で、実施の動きを把握することが困難。現在フローチャートの作成を検討中。)	10箇所	有(1名、5日間)	配置箇所：事業委託先団体 人数：1名 緊急時の支援が見込めない世帯の障がい者等を事前に把握し登録を行い、緊急時に必要なサービスのコ-ディネ-トや相談、その他必要な支援を実施。	1件(八頭町：1件)	具体的な取り組みについて検討中。	具体的な取り組みについて検討中。	具体的な取り組みについて検討中。	モニタリング等の状況を見ながら、対象者、家族、相談員に周知していく。管内の事業所にも協議会等を通じて周知していく。	1,843千円
智頭町(単独)	無	町職員が状況の聞き取りを行い、必要とされるサービス等へのコーディネイトを実施	登録制度無	無	智頭町福祉事務所に1名配置 相談対応からサービス利用開始までの手続に対応	無	希望があれば、事業所と調整し利用につなげている	無	毎月、相談支援事業所と定例会を実施し情報共有。	拠点設置時に広報等	無
日吉津村(単独)	無	無	4か所、10名	無	無	無	無	無	無	要綱の告示	無
大山町(単独)	無	有	1箇所(1名)	無	無(専属のコーディネータはいないが、委託している相談支援専事業所の相談支援専門員で対応)	無	未定	未定	未定	要綱の告示	無
南部町	無 今後、プロセスが整い次第、広報しやHPで事前登録制を周知する予定。	検討中	町内の3事業所(短期入所事業所)を想定。	無	無(専属のコーディネータはいないが、委託している相談支援専事業所の相談支援専門員で対応)	無	鳥取県地域生活体験事業を活用。	県が実施する養成研修等を活用。	南部町障害福祉サービス事業所連絡会で、町内における福祉サービスの課題や町内事業所が抱える課題を共有し、解決に向けた検討を実施。	無 HPで周知予定。	無
伯耆町(単独)	無 ・担当課で対象となり得る障がい者を把握する作業を行い名簿整備し逐次必要に応じて訪問等を実施。	基本対応は以下(明文化無し)。 ・対応や判断は担当課が実施 ・施設利用可能者は施設受入 ・施設利用できない者は居宅サービスの投入または医療機関受入等 ・各種障害サービスや緊急受入対応の先行制度が利用できる者は利用可能な制度利用を優先しそれら制度に基づき対処 ・緊急受入期間は7日程度を想定。その間にサービス利用体制を整え、各種障害サービスに繋げる。※令和6年度中に要綱を制定予定	無	無	無(担当課が直営で実施)	無	現行の障害福祉サービス(共同生活援助、短期入所等)と既存事業(地域生活体験事業等)による。町内に体験できる施設が乏しく、概ね町外施設での体験利用となっている。	県や自立支援協議会の会議及び研修会に参加。求められる専門性は多種あるが、小さい町村単位より圏域以上のレベルで配置することが妥当なものが多い。	当面は地域福祉計画等での支援体制協議の中に含めて検討していく。令和4年度から協議開始。相談体制整備が優先課題。	相談等の関係事業所との打合せで地域生活拠点の話をしている。	無
日南町、日野町、江府町(圏域)	無(令和6年度中に要綱を制定し、登録制を導入する方向で検討中)	無(今後日野郡連絡会で検討予定)	無(要綱制定後、事業所を募集予定)	無	無	無	必要に応じ、相談支援事業所等と連携し体験利用等を実施。	無	無	日野郡連絡会で検討中	無